国民健康保険（国保）のお知らせ

問い合わせ 国保年金課（☎内線1123）

保険証を郵送します

国保の被保険者証（保険証）を、9月中旬に世帯主宛てに郵送します。10月1日からは、新しい保険証で受診してください。

●保険証が届いたら、まず確認を

①国保に加入している家族全員分の保険証が送られているか。
②現在、勤務先の社会保険に加入している人の保険証が送られていないか。
③記載内容（名前、生年月日、住所など）に誤りはないか。

●保険証の管理徹底を

保険証のカード化により「自己責任」が増しました。紛失・盗難にあった場合は、カードを取得した人が「なりすまし受診（詐欺）」などの犯罪に利用する場合がありますので、速やかに警察などへ届け出てください。

●保険証は正しく使いましょう

▼貸し借り厳禁
▼医療機関では提示
▼勝手に書き替えない
▼期限切れに注意
▼コピーは使えません
▼必ず手元に保管

有効期限 2019年9月30日まで

ただし、次に該当する人の有効期限は、それぞれの誕生日により異なりますので、有効期限前に新しい保険証を郵送します。

▽有効期限までに75歳になる人
▽退職被保険者証が交付される人で、有効期限までに65歳になる人

保険税を軽減します

倒産・解雇などで離職した人の前年給与所得を100分の30とみなして、国民健康保険税を計算します。該当する人は手続きをしてください。

軽減期間 離職の翌日から翌年度末まで

手続き場所 国保年金課か妙義中央公民館

対象者 次の①～③の全てに該当する人
①国保に加入している
②離職日時点で65歳未満
③ハローワーク発行の雇用保険受給資格者証の離職理由欄に、11・12・21・22・23・31・32・33・34の番号が記載されている

持参する物 ▽国保の保険証
▽雇用保険受給資格者証
▽世帯主の印章（朱肉を使う物）

福祉医療制度のお知らせ

※制度の内容や手続き方法などについて詳しくは、国保年金課へお問い合わせください。

問い合わせ 国保年金課（☎内線1125）

はじめに 福祉医療とは

保険診療に係る自己負担額を、市が負担する制度のこと。申請により、福祉医療受給資格者証（受給者証）が交付されます。

申請してください

次のいずれかに該当する人は、申請により福祉医療が適用され受給者証が交付されます。国保年金課か妙義中央公民館で手続きをしてください。
※条件に該当していても、申請をしないと交付できません。

●子ども 中学3年生まで

●重度心身障害者
▼特別児童扶養手当1級
▼障害年金1級
▼身体障害者手帳1級・2級
▼療育手帳の判定AかBのうち、IQ50以下

●ひとり親家庭など
▼ひとり親家庭の母か父と18歳未満の子
▼両親のいない18歳未満の子
※満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
※旧所得税非課税世帯に限る

受給者証を持っている人で、届け出が必要なとき

▼転職などで保険証が変わった
▼転居した

届け出に必要な物 ▽保険証 ▽受給者証 ▽印章（朱肉を使う物）

他の医療助成制度もご利用ください

福祉医療制度以外の医療費助成制度が利用できる人は、その申請を行い、受診の際は受給者証などを医療機関の窓口に提示してください。

●他の医療助成制度の一例
▼自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）
▼指定難病
▼小児慢性特定疾病
▼日本スポーツ振興センター災害給付 など

限度額適用認定証の提示

医療費が高額になる場合、限度額適用認定証の提示がないと福祉医療費受給資格者でも医療費の一部負担金※1を支払うことがあります。高額の医療費が想定される場合は、限度額適用認定証の交付を受けてください。
※1 加入の健康保険組合などに申請することで高額医療費として支給されますが、なお残額がある場合は、国保年金課に申請することで福祉医療費として支給されます。

●他の支払いが発生する一例
▼県外の医療機関で受診
▼受診した医療機関の窓口で受給者証を提示しなかった

負担金を支払ったときは必ず領収書を発行してもらい国保年金課へ申請してください。

9月30日(日)で終了！ 国民年金後納制度

後納制度は、時効で納めることができなかった国民年金保険料を過去5年分まで納められる制度です。この制度について詳しくは、年金加入者ダイヤルか高崎年金事務所へお問い合わせください。

申込期間 9月28日(金)まで

内容 後納制度の利用で年金額が増えたり、納付期間の不足を補ったりできます。

問い合わせ
▼年金加入者ダイヤル ※ナビダイヤル（☎0570-003-004）
▼高崎年金事務所（☎027-322-4299）

国民年金の付加保険料

将来、より高い年金を受けるために、第1号被保険者（自営業者など）や65歳になるまでの任意加入被保険者は、希望により月額400円の付加保険料を納めることができます。

付加保険料を納めると、将来老齢基礎年金に加えて給付を受けられます。付加年金の計算式は左のとおりです。

問い合わせ 国保年金課（☎内線1126）

付加年金額＝200円×付加保険料納付月数

（例）付加保険料を10年間（120月）納付した場合
▶付加保険料 400円×10年（120月）＝48,000円
▶付加年金額 24,000円（年額）
付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になります。

※国民年金基金に加入している人や保険料の免除制度を利用している人は、付加保険料を納めることはできません。